

# 海岸行政に係る最近の話題

---

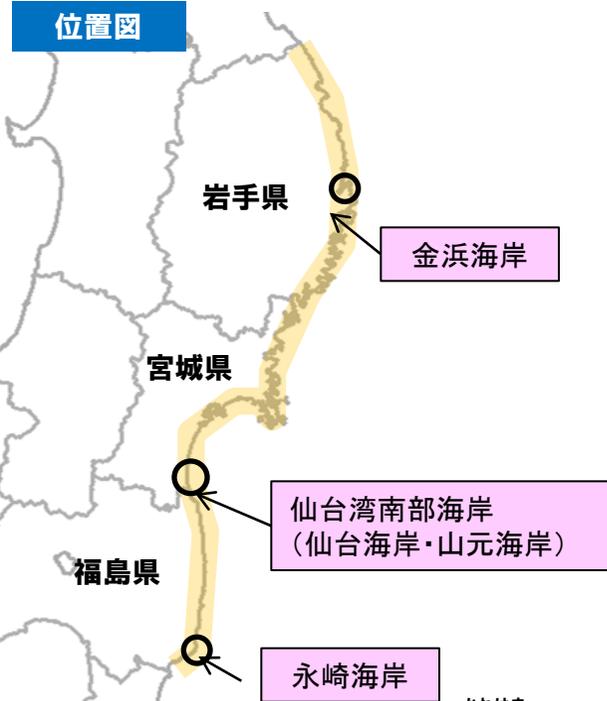
国土交通省水管理・国土保全局  
海岸室長 五道 仁実

# 東日本大震災からの復旧・復興について (仙台湾南部海岸の例を中心に)

# 海岸堤防の被災状況と応急対策の実施状況

- 岩手、宮城、福島三県の海岸線延長約1,700kmのうち、海岸堤防等がある海岸約300kmの約190kmが全半壊。
- このうち、背後に重要施設等がある区間約50kmについては、平成23年9月末までに応急対策を概ね完了。
- 被災市町村策定の復興計画等と調整の上、順次本復旧に着手し、概ね5年での全区間完了を目指す。
- ※国施工区間(代行区間を含む)のうち、背後に重要施設がある区間においては、平成25年3月完成。

## 位置図



## 海岸堤防の被災状況

せんだいわんなんぶ やまもと  
仙台湾南部海岸（山元海岸）（宮城県山元町）



かねはま  
金浜海岸（岩手県宮古市）  
(応急対策状況)



ながさき  
永崎海岸（福島県いわき市）  
(応急対策状況)



せんだい  
仙台湾海岸（宮城県仙台市）  
(本復旧状況)



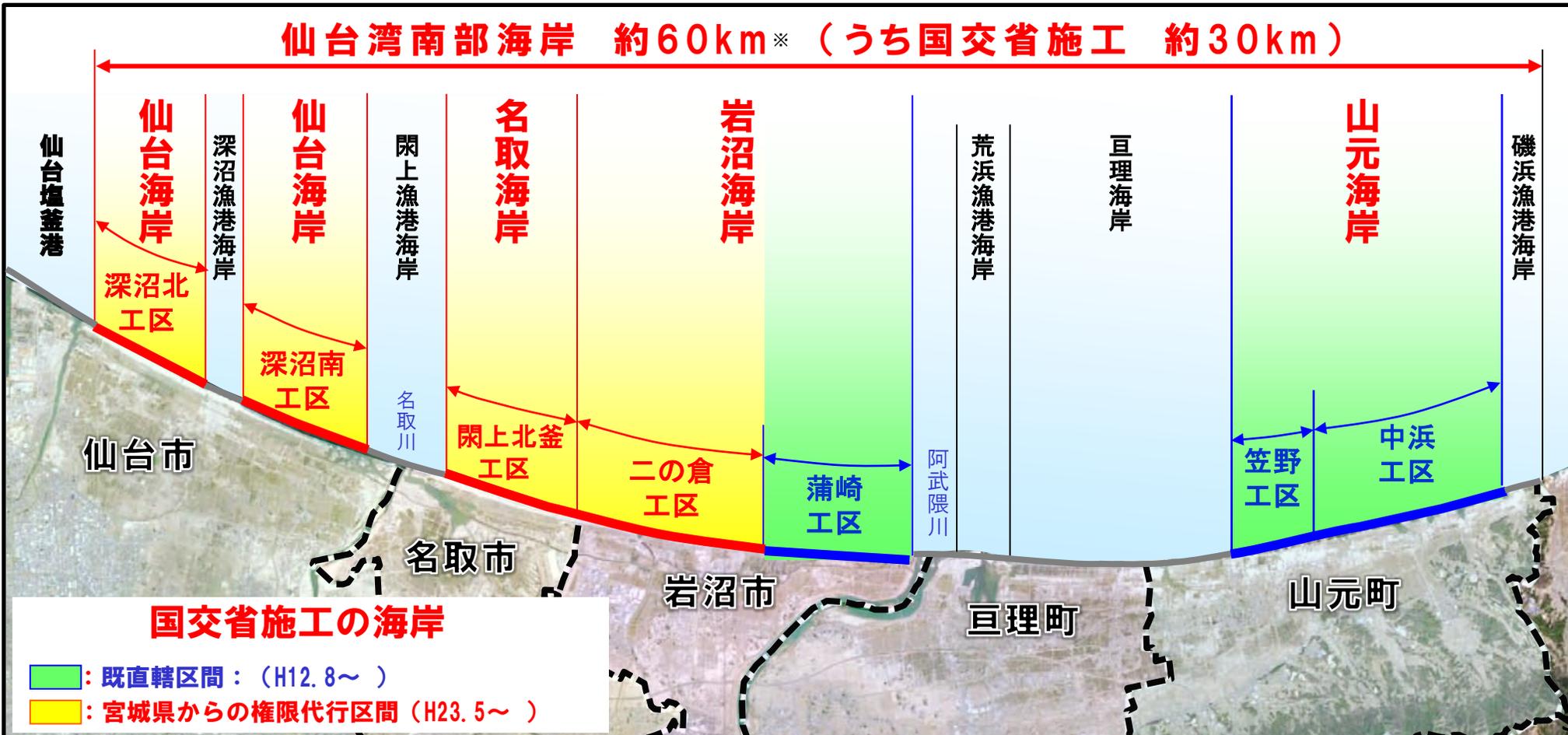
# 仙台湾南部海岸の概要

## 海岸の位置

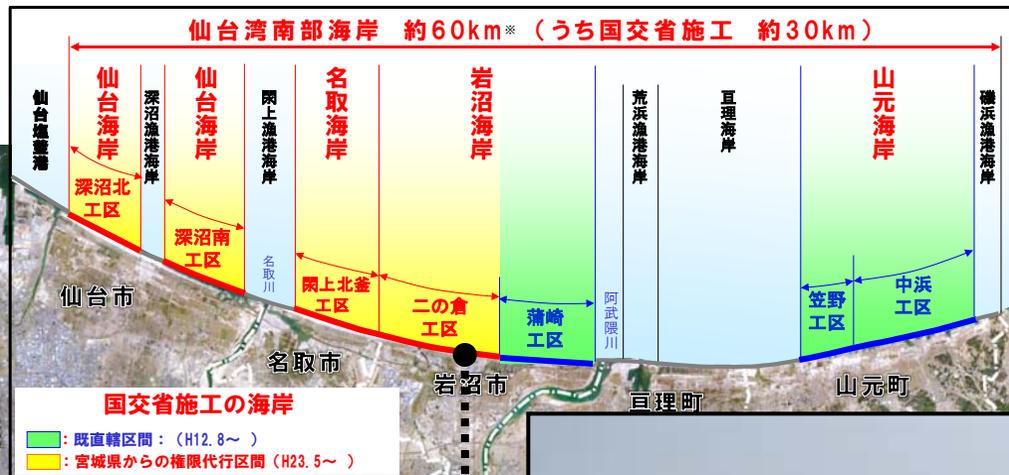
- 宮城県仙台市から山元町まで3市2町にまたがる延長約60kmの海岸
- 背後地は商業、工業などの産業の集積が著しく、**東北地方の中核拠点**

※ 延長には「鳥の海」護岸の約6kmを含む

仙台湾南部海岸 約60km※（うち国交省施工 約30km）



## 海岸堤防の被災状況



- 想定を大きく上回る津波は海岸堤防を乗り越え、特に陸側の法面を大きく破壊



当該箇所の堤防高はT.P.+7.2m

# 仙台湾南部海岸の復旧経過

## 本復旧工事

**— 概ね5年間で完了予定 —**

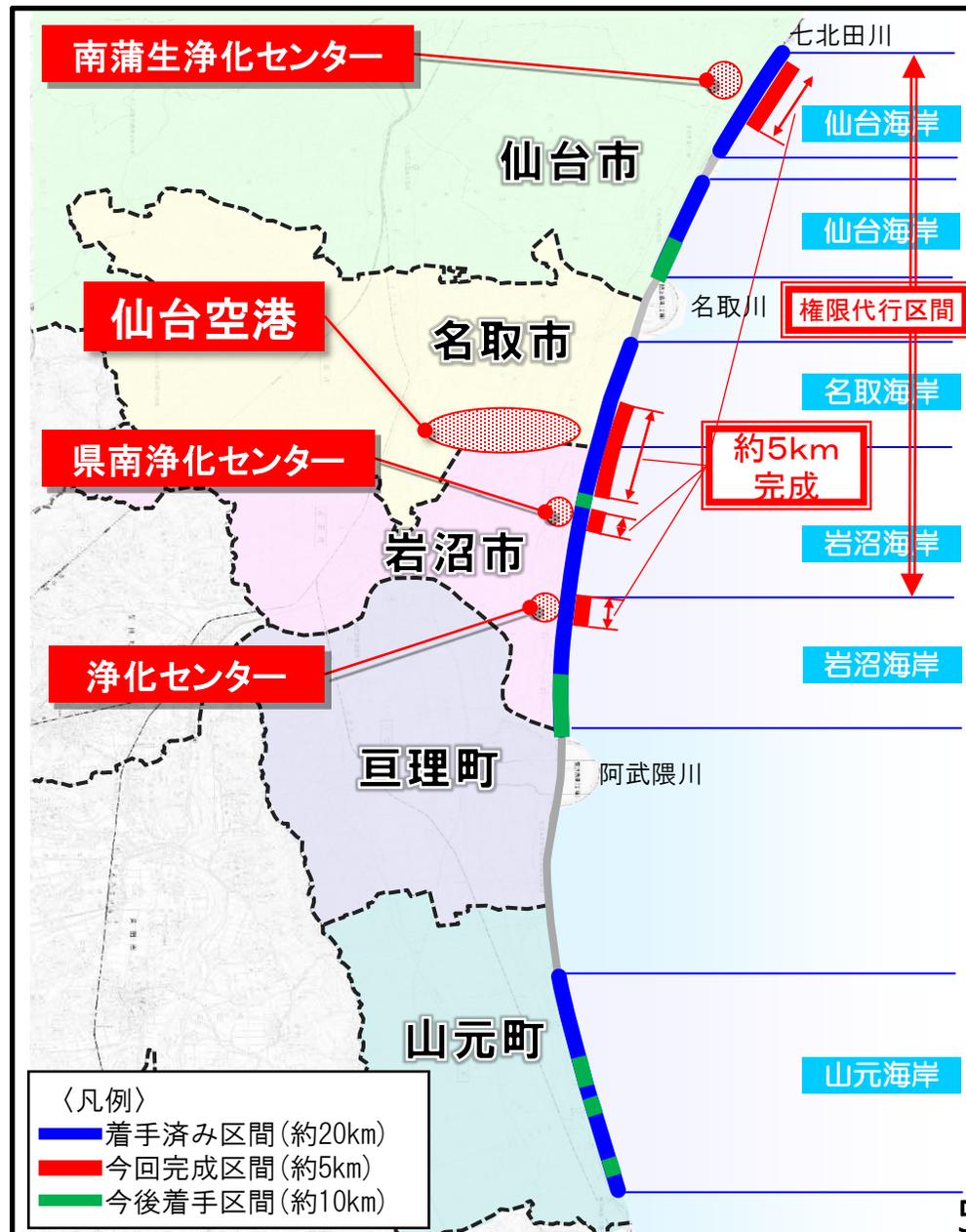
地域の復興計画と整合を図り、H27年度までに海岸堤防を延長約30km整備 (T.P.+7.2m)

## 仙台空港区間等の完成

**— 約5km完成 —**

仙台空港及び3浄化センター前面の海岸堤防、合計約5kmがH25年3月に完成

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
緊急復旧				
本復旧 (仙台空港区間等) 約5km完成				
本復旧 (全区間)				





◁ 南蒲生浄化センター(仙台市)前面の堤防



浄化センター(岩沼市)前面の堤防 ▷



◁ 県南浄化センター(岩沼市)前面の堤防

# 空港前完成式典(3月23日)の様子

- 平成25年3月23日(土) 仙台湾南部海岸(空港区間)堤防完成式を宮城県岩沼市下野郷地区にて開催。  
(東日本大震災により甚大な被害を受けた仙台湾南部海岸における海岸堤防の復旧工事のうち仙台空港や下水処理場等前面の堤防が完成)



佐藤 直良 国土交通事務次官



村井 嘉浩 宮城県知事



井口 経明 岩沼市長



武田 節朗 仙台河川国道事務所  
仙台湾南部海岸復旧推進室長の  
号令による最終ブロックの設置



最終ブロックの設置作業状況



くす玉開披状況

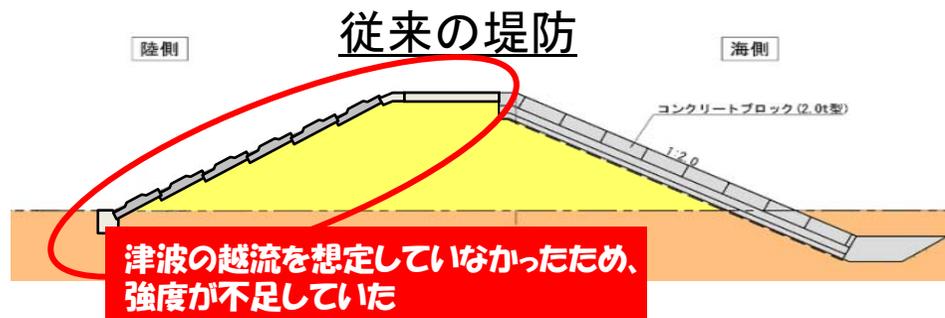
## 構造上の工夫 ～巨大津波に対して粘り強い海岸堤防～

**粘り強い海岸堤防  
(新たな構造)**

- 堤防が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長く
- 堤防が全壊（完全に流出した状態）に至る危険性を低減



陸側の法面が崩れ落ちている堤防が多かった



### <粘り強い海岸堤防のポイント>

#### ポイント① 法尻部の強化

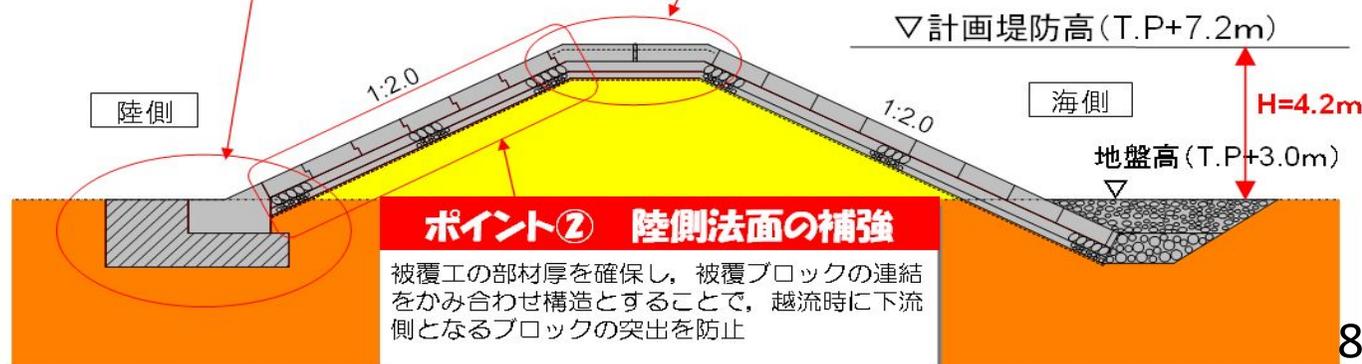
越流水の方向を変え、裏法尻の洗掘を堤防本体から遠ざける。また、基礎処理により、洗掘への抵抗性を向上。

#### ポイント③ 天端被覆工の補強

天端被覆工の部材厚を確保。また、空気抜き孔を設け、越流時に堤防内の有害な空気圧を抜く。

#### ポイント② 陸側法面の補強

被覆工の部材厚を確保し、被覆ブロックの連結をかみ合わせ構造とすることで、越流時に下流側となるブロックの突出を防止



# 仙台湾南部海岸における震災ガレキの活用

仙台湾南部海岸の堤防復旧は、宮城県沿岸地域における、被災地復興の第一歩となる事業であり、各市町の復興計画や、沿岸域で進められている災害廃棄物処理事業等と連携、調整を行いながら推進。

直轄で海岸堤防の復旧を担当している区間(仙台市、名取市、岩沼市、山元町の4市町の沿岸、約30km(宮城県からの代行区間を含む))について、平成27年度完成を目標に工事を推進。

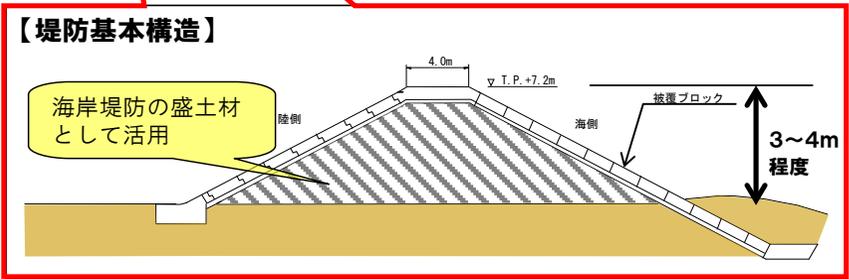
平成24年7月より、仙台市内の2工区(深沼北・深沼南)において災害廃棄物を活用開始。さらに10月下旬より、名取市内の関上・北釜(ゆりあげ・きたかま)工区でも災害廃棄物の活用を開始。

## 【海岸堤防復旧工事に活用する災害廃棄物:約47万t】

- ・津波堆積物等 活用量:約26万t
- ・コンクリートくず 活用量:約21万t

※ 上記数量は、仙台市(約37万t)、名取市(約10万t)の合計。

※ 今回活用する災害廃棄物については、環境省通知に基づき安全性が確認されたものを活用。



災害廃棄物改良(混合)状況  
(仙台市深沼南工区)



災害廃棄物を用いた盛土状況  
(仙台市深沼南工区)

※ 赤字箇所は災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合(第4回)からの更新点

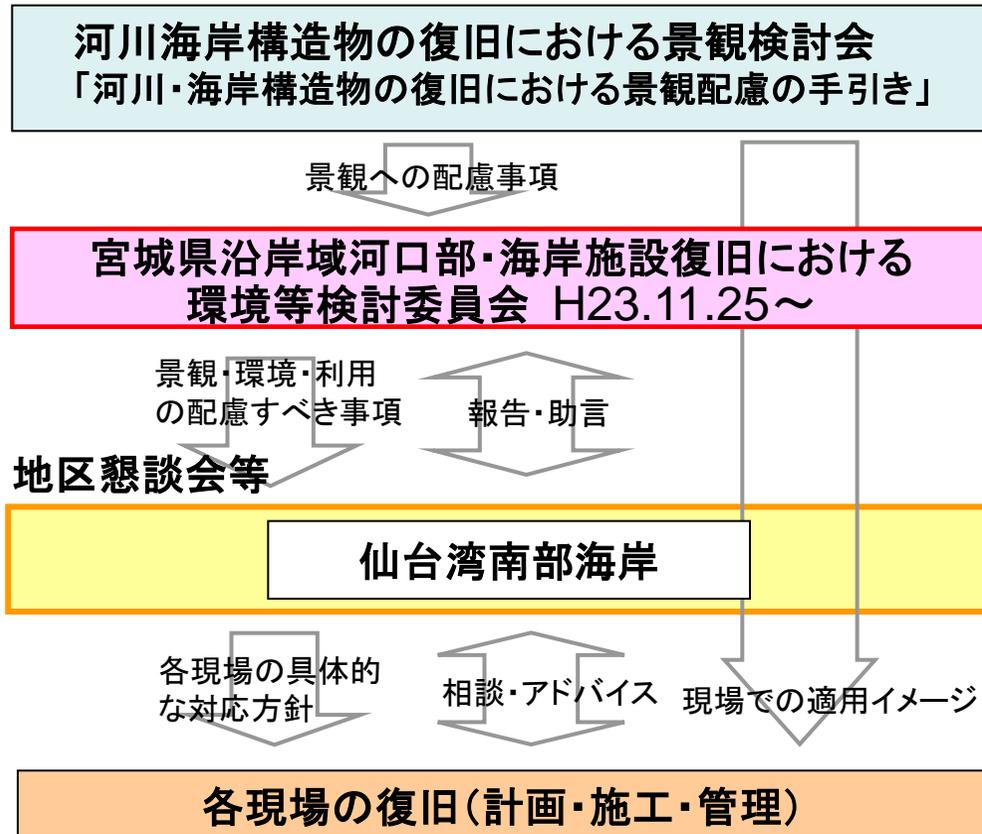
# 環境配慮等の取り組み(全体的な枠組み)

災害復旧に際し、環境、景観、利用に配慮すべき事項について

学識者・専門家の助言を得ながら、

- ・ **基本的な考え方**をとりまとめ 【宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会】
- ・ 各復旧地区の **具体的な対応**を検討 【三陸南沿岸・石巻海岸・仙台湾南部海岸地区の懇談会等】

## ● 枠組み



## ● 進め方(案)

年度	災害復旧工事	検討委員会	地区懇談会等
H23	海岸 の重要 堤防復旧 復旧 重要 保全 対象 地区	環境等への配慮すべき事項の検討	[検討内容] 各地区の具体的な復旧方針
H24			
H25	その他の地区 の堤防復旧	施設管理・モニタリング	施工(管理)上の課題解決 3地区で設置 ・三陸南沿岸 ・石巻海岸 ・仙台湾南部
H26			

- 巨大津波により海浜が攪乱されたことにより、震災直後は、震災前にあった動植物の生息・生育環境の多くが失われたものと推定
- 時間の経過とともに回復傾向が見られる動植物も確認され始めている
- 仙台湾南部海岸ではH27年度まで継続的な環境調査を実施
- H24年度から概ね4ヶ年間モニタリングを実施  
(各年度の調査結果に対して評価を加え、次年度以降の調査項目及びモニタリング計画の修正・更新)
- 重要種等の生息状況に配慮した復旧事業の実施  
(工事の影響についてもモニタリングを実施)

【H14 秋～冬季調査】

- 植物重要種 4科4種確認  
※ライン調査 2測線のみ
- 鳥類重要種 4科 4種確認
- 昆虫等重要種 13科22種確認

【H23秋季調査】

- 植物重要種 4科4種確認
- 鳥類重要種 2科3種確認

【H23冬季調査】

- 鳥類重要種 5科10種確認

【H24夏季調査】

- 植物重要種 8科13種確認
- 鳥類重要種 2科 3種確認
- 昆虫等重要種 2科 2種確認

※鳥類については春季調査含む

●仙台湾南部海岸における調査項目(案)

調査項目	
仙台湾南部海岸 ・深沼地区 ・閑上・北釜地区 ・山元地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎植物調査</li> <li>◎鳥類調査</li> <li>◎陸上昆虫類調査(重要種)</li> <li>◎微地形調査・定点写真観察(深沼地区)</li> </ul>
井土浦	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎水質調査、底質調査</li> <li>◎魚類調査、底生動物調査</li> <li>◎植物(植物相)調査</li> <li>◎鳥類調査</li> <li>◎両生類、爬虫類、哺乳類調査</li> <li>◎陸上昆虫類調査</li> </ul>
赤井江 ※宮城県実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎水質調査、底質調査</li> <li>◎魚類調査、底生動物調査</li> <li>◎植物(植物相)調査</li> <li>◎鳥類調査</li> <li>◎両生類、爬虫類、哺乳類調査</li> <li>◎陸上昆虫類調査</li> </ul>

●仙台湾南部海岸における調査対象範囲

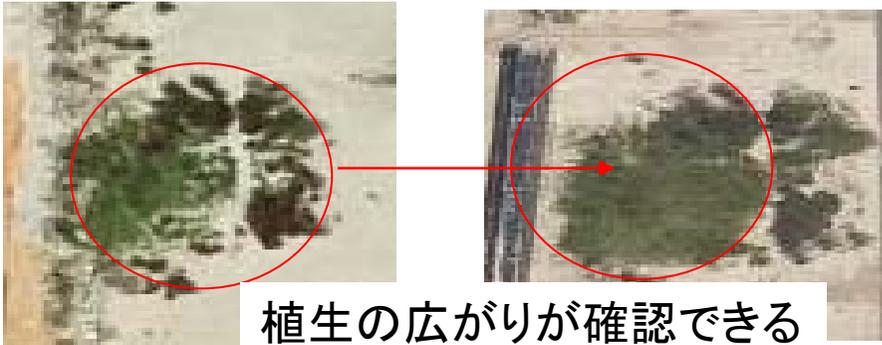


(H23.11.8 撮影)

(H24.8.6 撮影)

(H23.11.8 撮影)

(H24.8.6 撮影)



植生の広がりが確認できる



ハマナス種 (周囲は枯木等)



ハマナスが群落化してきている



植生の広がりが確認できる

(H23.10.19 撮影)

(H24.8.6 撮影)



堤防際の植生は粗い



堤防際に植物の芽吹きが確認されてきている

- 自然環境(動植物)の回復を可能な限り妨げないよう海岸堤防復旧を進めるため、  
学識経験者や専門家の助言を得ながら、  
「環境保全対策エリア」と「対象個体」を設定し、環境影響の回避又は低減等の措置を検討・実施

具体的な回避又は低減等の措置(案)

【平成23年度末 工事着手前】

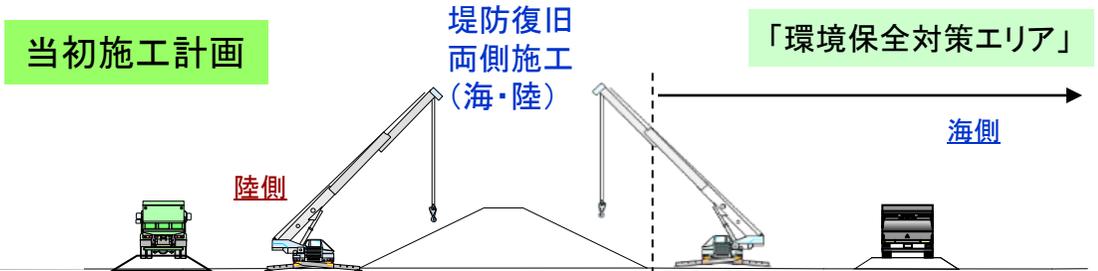
●重要種等の生息・生育域の回避

- ・立ち入り禁止区域を設定

●施工時期の調整

- ・当面、モニタリングを継続(井土浦)

「施工方法の調整」イメージ図



【平成24年8月 工事着手後】 ※工事着手前の措置に加え

●復旧堤防等の調整

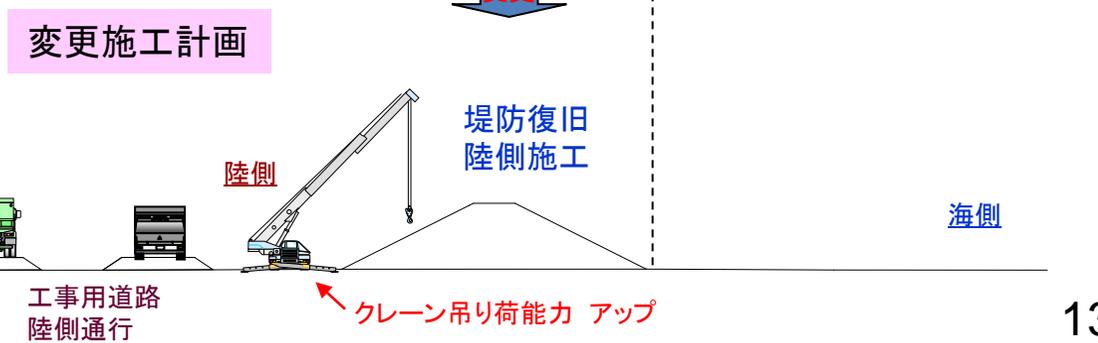
- ・堤防や工事用道路のルート変更

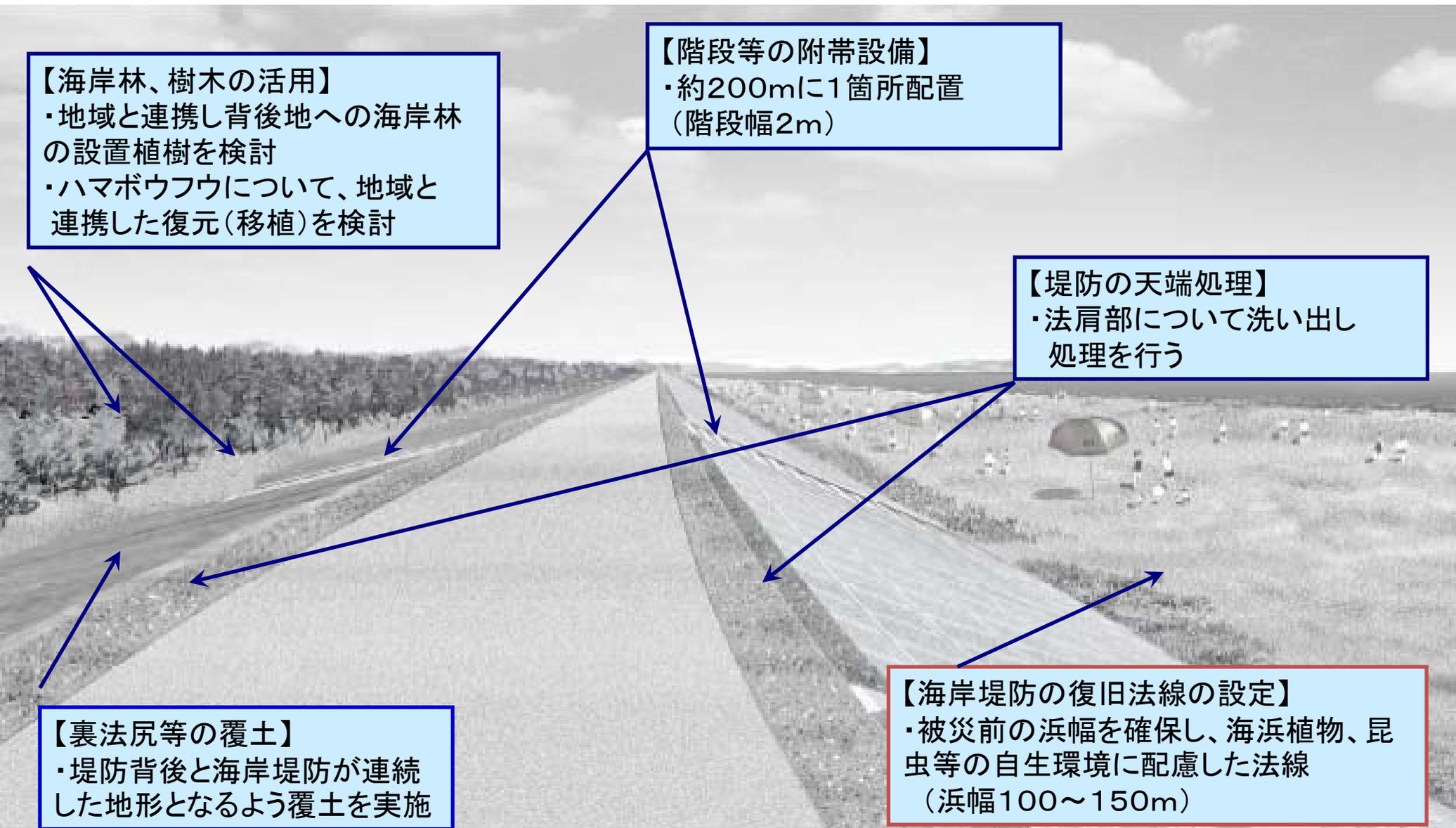
●施工時期の調整

- ・配慮すべき種のライフサイクルなどを踏まえた施工時期の調整

●施工方法の調整

- ・資材置き場や施工の陸側への変更





## 【海岸林、樹木の活用】

- ・地域と連携し背後地への海岸林の設置植樹を検討
- ・ハマボウフウについて、地域と連携した復元(移植)を検討

## 【階段等の附帯設備】

- ・約200mに1箇所配置(階段幅2m)

## 【堤防の天端処理】

- ・法肩部について洗い出し処理を行う

## 【裏法尻等の覆土】

- ・堤防背後と海岸堤防が連続した地形となるよう覆土を実施

## 【海岸堤防の復旧法線の設定】

- ・被災前の浜幅を確保し、海浜植物、昆虫等の自生環境に配慮した法線(浜幅100~150m)

## 【堤防の法面処理②】

- ・一連区間の法面処理を統一  
(一連区間(200~300m)  
は同型のブロックを配置)

## 【堤防の法面処理①】

- ・縦リブ模様を施し安定感を図る  
(隔壁工を60m間隔、調整コン  
クリートは20m間隔で設置)

30m以上確保

## 【海岸堤防の復旧法線の設定】

- ・被災で海岸線が後退した箇所や、  
従前から前浜がほとんど無い区間  
について、30m以上浜幅を確保する  
法線

○海岸堤防の整備に併せて、その背後に「森の防潮堤」の基盤ともなり得る盛土をすることにより、高潮や津波等の外力に対し、より「粘り強く」なる効果や景観面での効果等も期待できることから、海岸堤防の背後に盛土して植樹を行うことは有効であると認識

○そのため、現在、先月完了した約5 kmの海岸堤防の背後（幅4 m程度）において植樹の基盤となる盛土を試験的に実施

植樹の実施に当たっては、下記に留意が必要（植樹は自治体やNPO等による実施を想定）

- ・ 地元における理解の醸成ならびに植樹を実施するための連携体制の構築  
（地元自治体、関係機関、NPO、学識者、住民等）
- ・ 背後の防災林の復旧との調整
- ・ 土砂の確保（当面は残土を利用、不足する場合は別途調達が必要）
- ・ 植樹等の維持管理

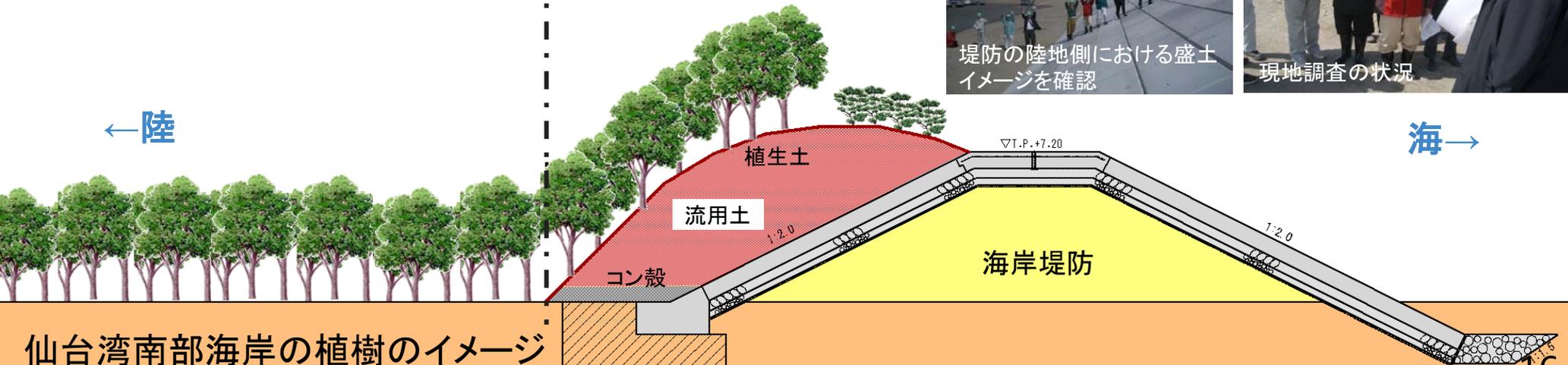
○国交省としては、引き続き海岸堤防の復旧を推進するとともに、海岸事業として実施可能な協力・支援を実施

## 仙台湾南部海岸 二の倉北工区 の現地調査

保安林(林野庁) ← | → 海岸保全区域

← 陸

海 →



仙台湾南部海岸の植樹のイメージ

# 命を守る津波防災地域づくりについて

## 最大クラスの津波

### 津波レベル : 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

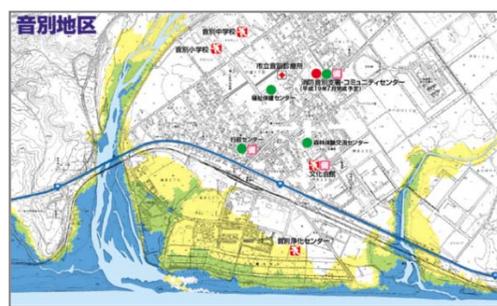
基本的考え方 : 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。



避難路



津波避難ビル



津波ハザードマップ



避難訓練

津波災害に対しては、今回の様な大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとしても人命を守るという考え方に基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災のための施策を実施。

- 平成23年 6月26日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ」
- 平成23年 7月 6日 「津波防災まちづくりの考え方」(社会資本整備審議会計画部会 緊急提言)
- 平成23年 7月29日 「東日本大震災からの復興の基本方針」(東日本大震災復興対策本部)
- 平成23年 9月28日 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告」
- 平成23年12月 7日 「津波防災地域づくりに関する法律」成立
- 平成23年12月27日 「津波防災地域づくりに関する法律」施行・基本指針の決定

## 概要

### 基本指針（国土交通大臣）

#### 津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

#### 推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）**を作成することができる。

- ・推進計画区域
- ・津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- ・津波浸水想定区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項（ハザードマップ、避難訓練、津波標識等）
- ・津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項

##### <公共土木施設等の整備等>

- ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備
- ・ 津波防護施設の整備（推進計画に位置づけて整備）
- ・ 避難経路、避難施設（容積率規制の特例あり）、避難タワー、公園、緑地、地域防災拠点等の整備及び管理 等

##### <防災性の高い市街地の形成等>

- ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業
- ・ 津波防災住宅等建築区に係る土地区画整備事業
- ・ 市街地の整備改善のための事業（市街地再開発事業、特定利用斜面保全事業、密集市街地の整備改善に関する事業等）
- ・ 集団移転促進事業に関する事項（推進計画に位置づけた場合、都道府県が計画策定主体となることも可）

#### 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、**津波災害警戒区域**として指定することができる。

都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。



浸水が防止される区域

浸水が防止される区域

津波防護施設 (閘門)

指定津波防護施設 (既存道路)

避難路 避難場所 (高台)

津波防護施設 (兼用工作物)

津波避難ビル

津波避難ビル タワー

宅地の嵩上げ

津波避難タワー

津波浸水想定

地域の選択により、都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる。

- 津波災害警戒区域 (イエローゾーン)**
- ① 市町村地域防災計画への津波警戒避難体制 (避難施設・避難経路、津波避難訓練、情報伝達等)に関する事項の記載
  - ② 市町村による津波ハザードマップの作成
  - ③ 市町村による避難施設の指定・管理協定 (承継効有り) の締結
  - ④ 地下施設、避難困難者利用施設における避難確保計画の作成、津波避難訓練の実施

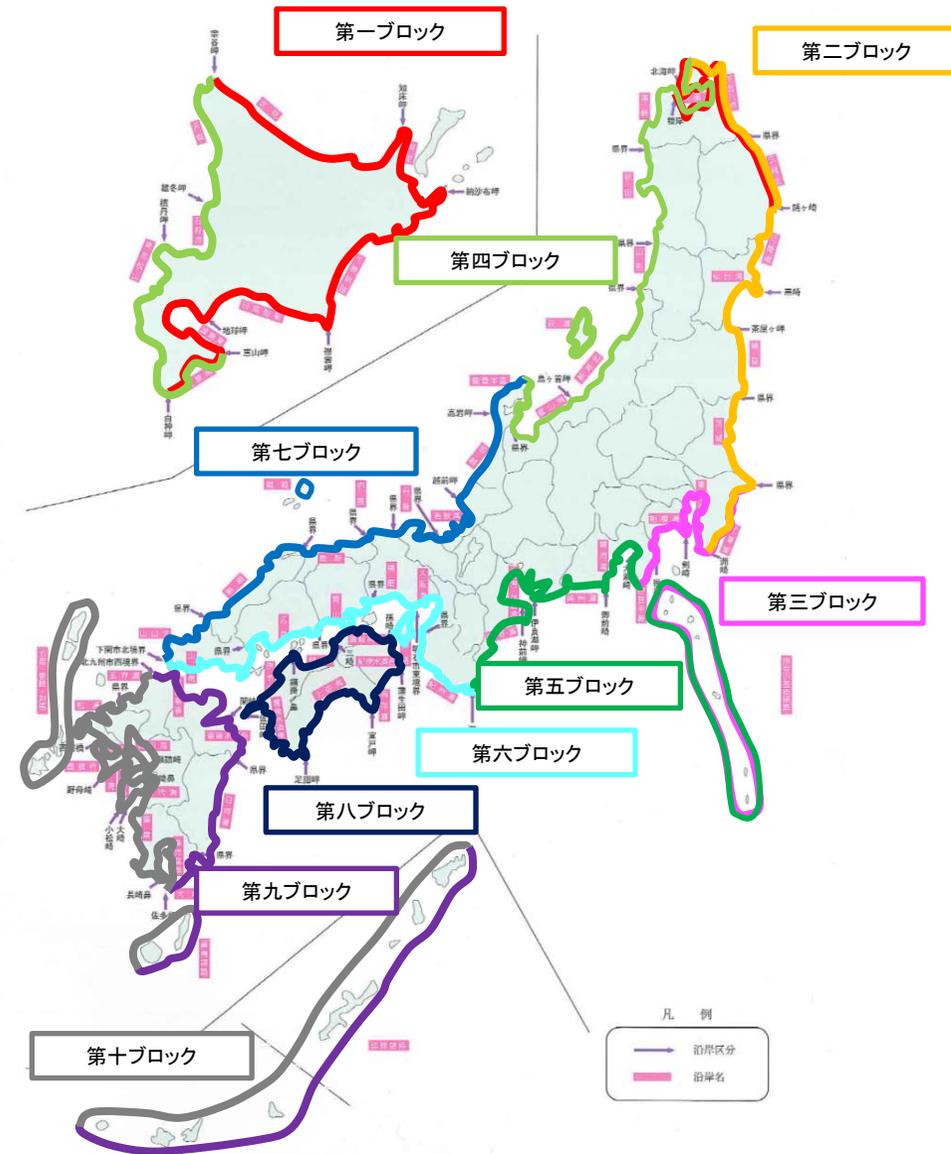
- 津波災害特別警戒区域 【オレンジゾーン】**
- ① 病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上
  - ② 病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

- 津波災害特別警戒区域のうち 市町村長が条例で定めた区域 【レッドゾーン】**
- 住宅等の居室等の全部が津波の水深以下
  - 住宅等の居室等の一部が津波の水深以上

海岸堤防

## 【これまでの取り組み】

- 津波浸水想定の設定の手引き  
(平成24年2月作成・10月更新)
  - ・ 水管理・国土保全局・国総研海岸研究室において作成、更新
- 津波浸水想定に係る相談窓口 (平成24年2月)
  - ・ 水管理・国土保全局海岸室・国総研海岸研究室に開設
- 津波浸水想定に係る地方ブロック別意見交換会  
(平成24年4月～)
  - ・ 全国の沿岸を10のブロックに区分(右図)
  - ・ 各ブロック毎に地方整備局等が中心となり、都道府県と意見交換を実施(水管理・国土保全局、国総研海岸研究室も参加)
  - ・ 浸水域等に齟齬が生じないように、広域的な観点から技術的な課題等を検討 等
- 日本海における大規模地震に関する調査検討会  
(平成25年1月～)
  - ・ 知見が不足している日本海側において、今後発生が想定される地震について、関係道府県の検討に資するよう、内閣府(防災担当)と文部科学省の協力を得て開催
  - ・ 日本海における地震に関するこれまでの研究成果等の整理
  - ・ 平成25年度も継続して検討予定



- ・ 茨城県 （平成24年 8月全国初）
- ・ 青森県 下北八戸沿岸の一部  
（平成24年10月）
- ・ 徳島県 （平成24年12月）
- ・ 高知県 （平成24年12月）
- ・ 宮崎県 （平成25年 2月）
- ・ 青森県 陸奥湾沿岸及び下北八戸沿岸の残部  
（平成25年 2月）
- ・ 香川県 （平成25年 4月）
- ・ 熊本県 （平成25年 4月）
- ・ 岡山県 （平成25年 4月）
- ・ 広島県 （平成25年 4月）
- ・ 和歌山県 （平成25年 4月）

津波浸水想定: 昨年12月に成立した津波防災地域づくり法に基づき、都道府県知事が設定する、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深のこと

○過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

○最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定

対象津波	東北地方太平洋沖地震津波	H23想定津波
規模	Mw = 9.0 Mt = 9.4	Mw = 8.4 Mt = 8.8
使用モデル	内閣府モデル	茨城県モデル
概要	説明	平成23年3月11日、三陸沖を震源とした地震により発生した津波再来を想定。
	震源域	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を基に規模・震源域を設定。

※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して浸水想定を設定。

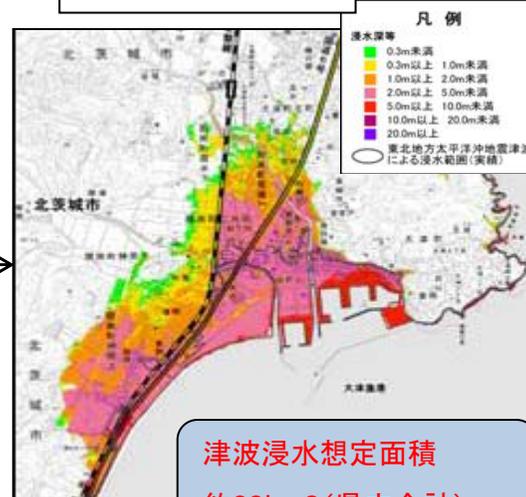
○各種施設の条件設定

## 茨城沿岸津波対策検討委員会

○委員会は全4回開催(H23年12月、H24年2月、3月、8月)

役職	氏名	所属
委員長	三村 信男	茨城大学 教授
委員	宇多 高明	日本大学 客員教授
委員	佐竹 健治	東京大学地震研究所火山情報センター長
委員	諏訪 義雄	国土交通省 国土技術政策研究所 海岸研究室長
委員	武若 聡	筑波大学 教授
委員	藤間 功司	防衛大学校 教授

### 津波浸水想定の実例



(その他代表地点における参考事項)

○津波の水位  
海岸線から沖合約30m地点における、最も高い津波の高さを標高で表示

○最大遡上高  
津波が遡上する最大の高さを標高で表示

○影響開始時間  
津波の影響により、初期水位から±20cm(海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化)の変化が生じるまでの時間

津波浸水想定: 昨年12月に成立した津波防災地域づくり法に基づき、都道府県知事が設定する、  
最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深のこと

○過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

○最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定

対象津波	H24青森県太平洋側想定地震津波
規模	Mw = 9.0
使用モデル	H24青森県太平洋側独自断層モデル
概要	<p>説明</p> <p>これまでに青森県に最も影響を及ぼす領域(三陸沖北部～三陸沖中部)において想定されている想定津波に加え、同領域における2つの想定地震の断層モデルを網羅する新たな波源域を設定し、津波痕跡を説明できる津波を想定。</p>
	<p>震源域</p>

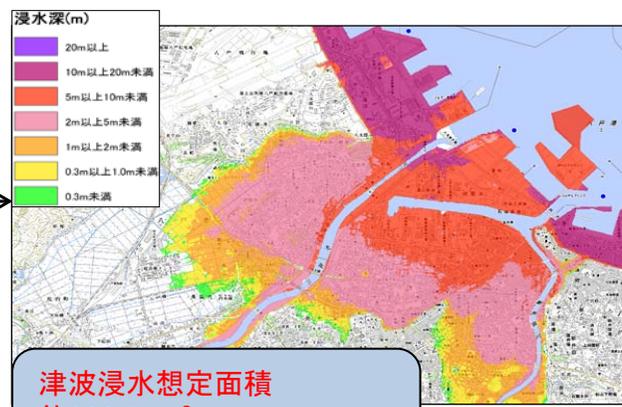
○各種施設の条件設定

## 青森県海岸津波対策検討会

○委員会はこれまで計4回開催(H24年2月、3月、8月、10月)

役職	氏名	所属
座長	佐々木 幹夫	八戸工業大学大学院 教授
委員	松富 英夫	秋田大学大学院 教授
委員	南 将人	八戸工業高等専門学校 教授
委員	小笠原 靖介(平成23年度 小寺 謙)	青森県総務部行政改革・危機管理監
委員	渋谷 義仁	青森県農林水産部部長
委員	成田 昌規(平成23年度 大澤 健治)	青森県県土整備部部長
アドバイザー	佐藤 魂夫	弘前大学 教授

## 津波浸水想定の例



津波浸水想定面積  
約129.5km<sup>2</sup>  
(青森県太平洋岸合計)

### (参考事項)

- 津波の水位  
津波来襲時の海岸線での海面高さを標高で表示
- 影響開始時間  
津波の影響により、初期水位から±20cm(海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化)の変化が生じるまでの時間
- 第一波到達時間  
代表地点※において第一波の最大水位が生じるまでの時間
- 最大波到達時間  
代表地点※において津波の最大水位が生じるまでの時間

※ 各市町村の沿岸に面する市街地等の海岸線から100m～500m程度沖合に設定

## ○ 津波浸水想定の設定に関して、引き続き都道府県を支援

- ・ 今後発生が想定される地震の知見が不足している日本海側において、最新の調査・研究成果等を踏まえ、ひずみ集中帯を中心に、複数の県に影響を与えるような地震について断層長等を検討

日本海における大規模地震に関する調査検討会での継続検討

- ・ 南海トラフの巨大地震による想定津波が最大クラスの津波となる沿岸を有する都府県に対し、引き続き、相談窓口やブロック別意見交換会を通じ、各種計算条件の設定等を技術的に支援

## ○ 津波浸水想定を踏まえ、警戒避難体制の検討やその整備（避難施設・避難経路、避難訓練、情報伝達、ハザードマップ等）に関して、市町村を支援

- ・ モデル地域において、津波防災地域づくり法に基づく警戒避難体制の整備や推進計画の策定に係るケーススタディを地方自治体と連携して実施

東海・藤南海・南海3連動地震・津波に強い和歌山地域づくり連絡会議

宮崎沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会 等

- ・ 国土交通省において、ケーススタディを踏まえ、警戒避難体制の整備を支援するマニュアルや、津波に配慮したまちづくりの方法論や手順等を示した指針等を作成

津波・高潮ハザードマップマニュアル(案)の改訂

(仮称)津波防災まちづくりの計画策定に係る指針の策定 (都市局)

# 「日本海における大規模地震に関する調査検討会」概要

## 1. 設立趣旨

津波浸水想定のためのシミュレーションを都道府県が実施するに当たっては、対象とする津波の発生要因となる巨大地震の断層モデルが不可欠である。

一方、日本海においては、今後発生が想定される地震について、十分な検証ができていない。

こうした状況を踏まえ、関係道府県が防災対策において想定する津波の検討に資するよう、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく基礎調査として、内閣府(防災担当)と文部科学省の協力を得て、標記検討会を開催している。

## 2. 検討事項

- 日本海における地震に関するこれまでの研究成果等の整理
- 断層モデルのパラメータについて(既存モデルの整理等)
- 今後の調査研究の見通しについて

## 3. 開催実績

第1回 平成25年 1月 8日

第2回 平成25年 2月13日

第3回 平成25年 3月14日

平成25年度も継続して検討予定

## 4. 委員名簿

氏名	所属・役職名
○阿部 勝征	東京大学名誉教授
海野 徳仁	東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター長・教授
岡村 行信	独立行政法人産業技術総合研究所活断層・地震研究センター長
鷺谷 威	名古屋大学減災連携研究センター教授(兼任)大学院環境学研究科附属地震火山研究センター
佐竹 健治	東京大学地震研究所教授
谷岡勇市郎	北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター長・教授
西上 欽也	京都大学防災研究所附属地震予知研究センター教授
平川 一臣	北海道大学名誉教授
藤山 秀章	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
寺田 博幹	文部科学省研究開発局地震・防災研究課長
五道 仁実	国土交通省水管理・国土保全局海岸室長
横田 崇	国土交通省気象庁気象研究所地震火山研究部長

※ 大学等の研究者については五十音順、敬称略(「○」は座長)

# 地震・津波に強い和歌山地域づくり連絡会議について

## 【本会議の目的】

- 「津波防災地域づくり」の浸透
  - 最新の動向や情報の把握・共有、関係機関との連絡調整 等
- ケーススタディを通じた市町の技術的支援
  - 首長や実務担当者との意見交換、各種対策を進める上での検討課題の抽出 等
- 推進計画の作成促進
  - 各種支援施策の紹介、他府県の先進事例の紹介 等

## 【参加メンバー】

- 和歌山県内6市14町(連絡会議:首長、幹事会:部長、課長級)
- 和歌山県 県土整備部(事務局)
- 国土交通省 近畿地方整備局 企画部(事務局)

## 【主な経緯】

- 平成23年12月27日 : 「津波防災地域づくりに関する法律」一部施行
- 平成24年 3月31日 : 「南海トラフの巨大地震」の想定津波高等を公表(内閣府)
- 4月 : 和歌山県より近畿地方整備局に対して、津波防災地域づくりに係る協力を要請
- 6月1日 : 第1回「東海・東南海・南海3連動地震・津波に強い和歌山地域づくり連絡会議」開催
- 7月27日 : 第1回幹事会 開催(市町への津波防災地域づくりに関する各種支援制度の紹介)
- 10月3日4日 : 第2回幹事会 開催(本省担当官を交えた意見交換)
- 11月~ : 各市町と津波防災地域づくりに関する課題抽出のヒアリング

**【これまでの主な議論や取り組み状況】**

- ・ 「津波防災地域づくり」の考え方の説明やそのための各種施策の紹介
- ・ 推進計画を作成するまでの検討のフローや進め方の共有
- ・ アンケート調査による市町の実情の把握及びワークショップを通じた検討課題の抽出

## &lt;主な取り組み状況&gt;

- ・ 先例地調査(2011年東北地方太平洋沖地震や1993年北海道南西沖地震の被災地)
- ・ アドバイザーへの要請(学識経験者等に順次要請してきているところ)

**【今後の取り組み予定や検討課題について】**

- 「津波防災地域づくり」の浸透(説明会や講演会等の開催)

テーマ例:津波浸水想定(和歌山県・今年度内公表予定)等について

粘り強い構造の海岸保全施設について

既存施設等の二線堤・津波防護施設としての活用可能性について

- ケーススタディを通じた各市町の技術的支援

- ・ 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針の検討
- ・ 基本的な方針に沿った各種施策の組み合わせの検討
- ・ 各種施策の計画的・段階的な実施方策の検討

## &lt;今後の主な検討課題&gt;

- ・ 防災担当職員の確保 → 専門家派遣、人材育成など
- ・ 財政的な制約 → 既存支援制度の活用、課題の抽出、それを踏まえた提言など
- ・ 住民の合意形成 → 防災意識の向上に向けた広報活動
- ・ 具体的な実現方策 → コスト縮減(宅地嵩上げへのトンネル工事残土の活用等)

# 宮崎県における津波防災地域づくりに関する取り組み状況

「津波防災地域づくりに関する法律」では、国土交通大臣が定める津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本指針に基づき、都道府県知事は津波浸水想定を設定するとともに、市町村は津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することとなっている。

この「推進計画」の作成について、今後、宮崎県において甚大な被害が予想される「南海トラフ巨大地震」等を対象とした津波浸水想定を踏まえつつ、「宮崎沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」を発足し、市町村・県・国が連携して取り組んでいくこととしている。

○平成25年 2月13日(宮崎県による津波浸水想定の公表)

○平成25年 2月20日「第1回宮崎沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」  
宮崎県内の沿岸10市町、県、整備局から構成し、速やかな「推進計画」の作成に向け、全国の先行取組事例の紹介や避難地・避難路や津波防護施設の整備等に関する調整などの各種支援を行っていく。

## 会議事項)

- ・推進計画作成にあたっての各種課題及び相談・調整事項等の抽出、それらを解決していくための検討・議論
- ・県及び国としての各種支援(技術・情報など)及び支援方策の調整
- ・そのほか津波防災地域づくりの推進に必要な事項

## 今後の予定)

次回は5月頃に開催し、モデル地区(宮崎市、日向市)の作業状況等を議論予定

